

加東市小学校・中学校・義務教育学校 空調設備運用指針

加東市教育委員会 教育総務課

令和 8 年 6 月

目 次

1	は じ め に	1
	(1) 本指針について	1
	(2) 学校施設における環境負荷低減	1
2	夏期の空調設備（冷房）の稼動	2
	(1) 空調設備（冷房）の稼動期間	2
	(2) 空調設備の稼働時間	2
	(3) 空調設備（冷房）の稼動開始及び温度設定	2
	(4) 換気	2
	(5) 窓側のカーテン類の活用	3
3	冬期の空調設備（暖房）の稼動	3
	(1) 空調設備（暖房）の稼動期間	3
	(2) 空調設備の稼働時間	3
	(3) 空調設備（暖房）の稼動開始及び温度設定	3
	(4) 換気	4
	(5) 窓側カーテン類の活用	4
	(6) 加湿	4
4	空調設備の操作	4
	(1) 空調設備の稼動開始から稼動終了	4
	(2) 空調設備の稼動終了の確認	5
5	空調設備の日常メンテナンス	5
6	その他	5
7	空調設備管理について	6

1 はじめに

(1) 本指針について

学習への快適な環境を整え、児童生徒が意欲を持ち授業に臨める教育環境整備と、近年の平均気温の上昇による夏期における熱中症予防など児童生徒の健康面への配慮のため、小学校・中学校・義務教育学校（以下学校という）に空調設備を整備しています。

そこで、学校の空調設備について、本指針を踏まえ、適正かつ有効に使用していただくとともに、児童生徒・教職員それぞれが、省エネ・地球環境への配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進されるよう本指針を定めました。

(2) 学校施設における環境負荷低減

空調設備を導入することは、熱中症対策とともに教育活動のなかで快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象やエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

このため、地球環境への負荷を低減するために、本指針を基に各学校で創意工夫しながら、環境にやさしい空調設備の使用に努めなければなりません。

また、加東市環境基本計画を充分配慮し、各学校においては、環境学習の推進により児童生徒一人一人の環境問題に対する意識を高めることが必要となります。

さらに、学校から「環境負荷低減」に向けた取り組みを家庭や地域に広げる活動を期待します。

2 夏期の空調設備（冷房）の稼働

(1) 空調設備（冷房）の稼働期間

概ね6月中旬から9月中旬までを基本とする。

児童生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して稼働時間を調整し、不必要な稼働を避けて、光熱水費の削減に努める。

(2) 空調設備の稼働時間

空調設備の稼働時間については、教室での授業時間内を基本とする。

体育の授業等で長時間教室を使用しない場合は（おおむね2時間以上）、教室で授業を行っていた教師が責任を持って、授業終了後、教室内の空調設備の電源を切ること。

なお、夏季休業期間中や授業時間外の空調設備の稼働については、保護者との懇談会・進路指導及び補習授業等、校長が必要と認めた場合に限り稼働させることができる。

(3) 空調設備（冷房）の稼働開始及び温度設定

教室内温度が28℃を超えた時に電源を入れ、温度設定は28℃とする。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩す原因となり、エネルギーの無駄遣いになる。環境負荷の低減並びに電気代の節約に努める。

(4) 換気

教室内の環境保持のため、適宜、窓の開閉を行い換気に努める。

- ◎ 換気時には地球環境負荷や空調設備機器の負担が増すので、負担の軽減や節約のために稼働を工夫する。
- ◎ 掃除時間中の空調設備を稼働したまま掃除すると、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機の故障の原因となるため、掃除の時間は空調設備を止め、窓を開けて掃除する。
- ◎ チョークのほこりが浮遊する場合も窓を開けて換気に努める。

(5) 窓側のカーテン類の活用

空調設備稼働中は、扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン類を活用する等、エネルギーの節約に努める。

カーテン類を閉めることで直射日光や外気熱を遮断し、エネルギーの削減に努める。

また、朝顔等による緑のカーテンも可能な限り活用し、教室内の温度上昇を抑え、エネルギーの節約に努める。

3 冬期の空調設備（暖房）の稼働

(1) 空調設備（暖房）の稼働期間

概ね12月上旬から3月中旬までを基本とする。

児童生徒の体調並びに学習環境等を考慮して稼働期間を調整し、不用意な稼働を避けて、光熱水費の削減に努める。

(2) 空調設備の稼働時間

空調設備の稼働時間については、教室での授業時間内を基本とする。

体育の授業等で長時間教室を使用しない場合は（おおむね2時間以上）、教室で授業を行っていた教師が責任を持って、授業終了後、教室内の空調設備の電源を切ること。

なお、冬季休業期間中や授業時間外の空調設備の稼働については、保護者との懇談会・進路指導及び補習授業等、校長が必要と認めた場合に限り稼働させることができる。

(3) 空調設備（暖房）の稼働開始及び温度設定

教室内温度が17℃以下で特に寒い日には、校長の判断で空調設備の稼働を行う。温度設定は20℃とする。（ストーブ・ファンヒーターの使用も検討する）

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩す原因となり、エネルギーの無駄遣いにもなる。環境負荷の低減並びに電気代の節約に努める。

(4) 換気

教室内の環境保持のため、適宜、窓の開閉を行い換気に努める。

- ◎ 換気時には地球環境負荷や空調設備機器の負担が増すので、負担の軽減や節約のために稼働を工夫する。
- ◎ 掃除時間中の空調設備を稼働したまま掃除すると、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機の故障の原因となるため、掃除の時間は空調設備を止め、窓を開けて掃除する。
- ◎ チョークのほこりが浮遊する場合も窓を開けて換気に努める。

(5) 窓側カーテン類の活用

空調設備稼働中は、扉や窓を閉め、太陽光が当たっている時は、カーテン等を開けて室内に日光を取り込み、エネルギーの節減に努める。

(6) 加湿

冬期は教室が乾燥しやすいので、空調設備の稼働時には湿度調整の工夫をする。

風邪等が蔓延しているときは、特に換気に気をつけて、室内が乾燥しすぎないように注意する。

4 空調設備の操作

(1) 空調設備の稼働開始から稼働終了

空調設備の稼働開始・終了及び温度設定は、**基本的に全て職員室で集中管理を行い、温度設定を守り電源の「入」「切」は、教頭が行う。教頭が不在の場合は、事務担当がこれに当たる。**

空調の電源を一度に入れるとデマンド値『30分間(毎時ごとの0分～30分、30分～60分の30分間)における平均電力(kw)』が一気に上昇する。最大のデマンド値により今後1年間の電気代の基本料金が算定されることを充分認識し、最上階から順に10～60分ごとに電源を入れることとする。

空調設備使用中において、温度設定及び再開等に関しては、児童生徒の体調等に十分に配慮し、教職員が必要に応じて職員室に連絡する。

長期休業期間中の教室や職員室・事務室等での誰もいない状態での空調設備の付け放し等は禁止する。

(2) 空調設備の稼動終了の確認

教頭は、その日の授業終了後には、空調設備の切り忘れを防ぐため、再度、切れているか確認する。教頭が不在の場合は、事務担当職員がこれに当たる。

5 空調設備の日常メンテナンス

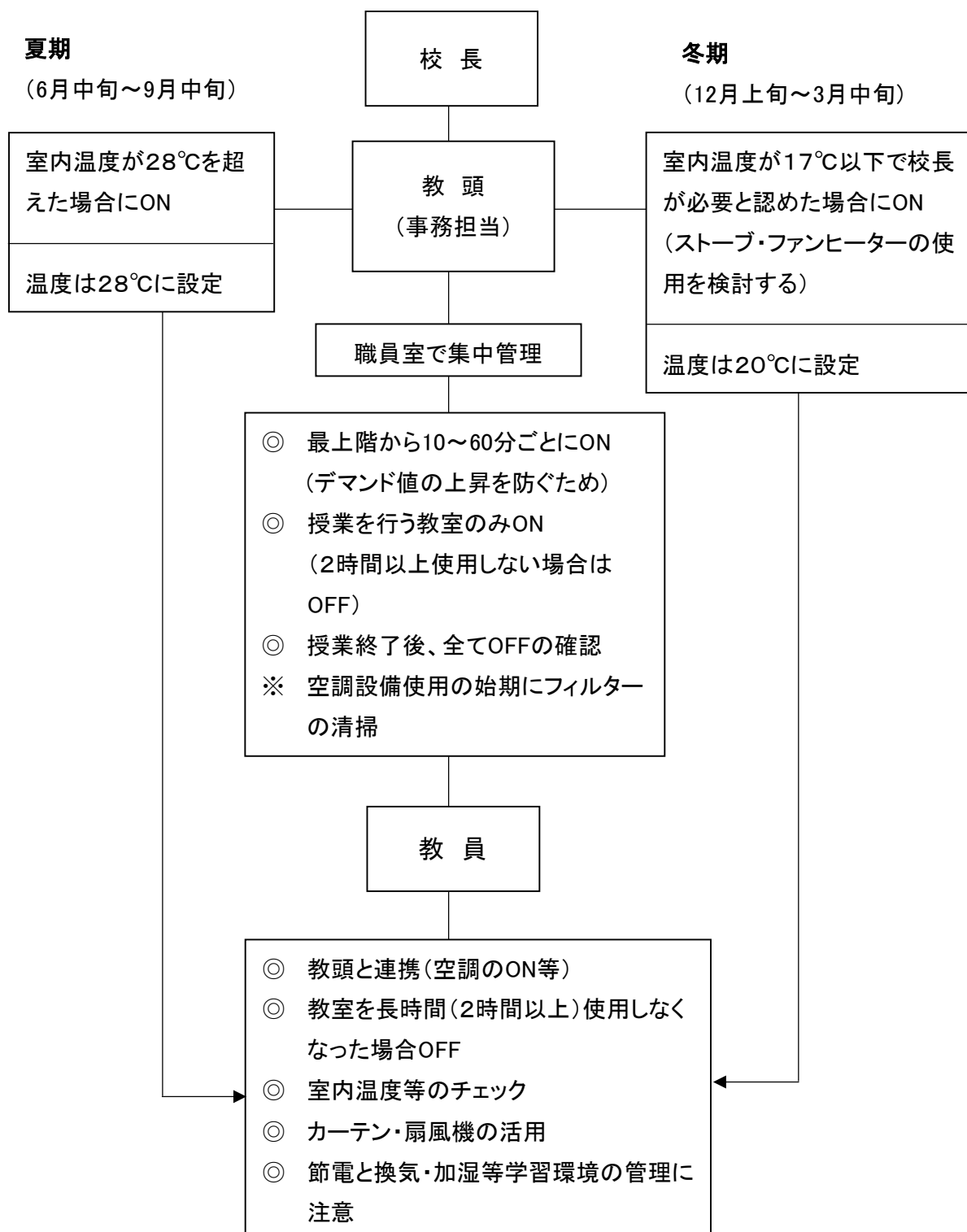
教室の環境衛生や省エネルギーの観点から、稼動期間の始期に、室内機のフィルターの清掃を行う。

また、エネルギー効率が下がらないように、室外機の周辺に物を置かないようにするなど、日常のメンテナンスに留意するよう努める。

6 その他

市民の貴重な税金で設置された設備であるため、税教育や環境学習等を通して、教職員・児童生徒にも大切に使おうとする意識を高めるよう努める。

空調設備管理について



※ただし、気象条件等により校長が必要と認めた場合は、上記以外でも使用できる。